

第3次

由布市行財政改革大綱

《平成28年度～平成32年度》

平成28年2月

大分県由布市

目次

■策定にあたって	1
■第1章 行財政改革の必要性	2
1. これまでの行財政改革の取り組み	2
2. 市を取り巻く今後の見通し	4
3. 新たな行財政改革の必要性	7
■第2章 第3次行財政改革の考え方	7
1. 策定の目的	7
2. 計画の構成及び期間	7
■第3章 改革の基本方針等	9
1. 改革の基本方針	9
2. 改革の視点及び個別テーマ	9
視点Ⅰ 持続可能な財政基盤の確立	10
視点Ⅱ 機能的・効率的な組織体制の構築	13
視点Ⅲ 選択と集中による公共サービスの質的向上	15
視点Ⅳ 市民等との協働による地域経営	17
■第4章 推進体制と進捗管理	19
1. 推進体制	19
2. 進捗管理	19
用語解説	20

策定にあたって

由布市は平成17年10月に3町が対等合併し誕生しました。その目的は財政健全化に加え、行政機能の効率化や過疎化への対応、生活圏の広域化を視野に入れたものでした。

この間、市民の融和を図り協働を推進することが市の一体感を熟成させ、市の発展に向けたまちづくりへの一歩であるとの認識に立ち、「融和」「協働」「発展」を基本理念に市政運営を行ってきました。

一方で、地方財政に大きな影響を及ぼす三位一体改革が進められ、財政力の弱い本市においては国庫補助金の廃止や縮減、地方交付税の大幅な削減が政策的経費の減少ひいては市民に対する施策の縮小などにつながり厳しい財政運営を強いられてきました。また、地方分権時代に入り、自治体の自己決定権が拡大されていくなかで、自治体の主体性や自立性を向上させるための自治能力の確立が問われるようになりました。

そこで、平成18年11月に第1次となる行財政改革大綱、実施計画を策定し、一層の財政の健全化や行政運営の効率化、住民参加の推進等の視点による改革を進め、引き続いて平成27年度を終期とする5年間の第2次行財政改革大綱、実施計画に基づく取り組みを展開してきたところです。

これにより、平成18年度当初で367人だった一般行政職員は平成27年度当初327人となり、40人の削減となりました。また平成17年度時点で101.2%と全国市町村平均を大きく上回っていた経常収支比率は平成26年度決算で93.5%、同じく全国市町村平均を上回っていた実質公債費比率は平成17年度の16.1%から平成26年度決算で6.8%となり、合併直後は2億5,200万円と一時枯渇寸前だった財政調整基金残高も、平成26年度末で33億4,200万円と目標を上回る積立をすることができ、一時的な窮地は凌ぐことができました。

しかしながら、今後の財政推計を見ると、10年間の行革努力にもかかわらず、歳入財源を支える普通交付税の大幅な減額や人口減少に伴う市税等の減少、高齢化に伴う扶助費や公共施設の維持管理費の増大など、このまま推移すれば財源の縮小と経費の膨張が極めて必至な状況になることが予想され、収支の均衡が崩れ、遠からず各種基金も底をつくことは明白です。

また、本格的な人口減少社会の到来といわれる今日、過疎化や少子高齢化が進み地方経済の好転を実感するには乏しく、地域社会を取り巻く環境の厳しさは本市においても例外ではありません。

しかしながら、魅力ある地域の創生を基本としたまちづくりをめざし、第2次総合計画に基づく産業振興や雇用の創出、子育て施策や高齢者福祉の充実など、地域を活性化し活力を取り戻すための果敢な取り組みが強く求められており、その施策や事業に振り向けられる財源を確保することが重要な課題と考えています。

このような現状を踏まえ、想定される将来の財政危機と地域衰退を回避し本市の永続的発展のため、歳入歳出全般にわたる財政運営の規律化や行政組織体としての効率的な経営など、より徹底した行財政改革に踏み出す必要があります。

こうした状況を背景として、本大綱は、由布市行財政改革推進会議における審議、市民の皆様のご意見などを反映し、平成28年度を始期とする5年間の行財政改革の指針として策定するものです。

第1章 行財政改革の必要性

1. これまでの行財政改革の取り組み

平成17年10月の3町合併後、効率的な行政運営の推進及び住民サービスの向上を図ることを目的に、平成18年11月、第1次行財政改革大綱及び実施計画を策定し、「市財政の健全化」「組織の見直しと職員管理の適正化」「事務事業の再編・整理・廃止・統合」「民間活力の導入（指定管理者制度の活用を含む）」「住民参加の推進」を柱として具体的な取り組みを実施してきました。

この間の深刻化を増した経済不況は地域経済にも大きく影響することになり、それに対応した景気浮揚策の実施や特別会計への繰出金の増加、緊急不可避の大型事業の実施などを背景に、単年度約10億円の歳出削減という目標は到達できなかったものの人件費の削減や事務事業の見直しが図られた結果、目標を上回る財政調整基金^{*1}の積立を行うことができました。一方で、市民サービスの向上と経費削減を図るための民間活力の導入においては、施設の指定管理や民間移譲に対し慎重な議論の必要性があったことや長期の不況の影響もあり、進捗が遅れが生じました。

この第1次行財政改革の成果と課題を踏まえ、今後、少子高齢化や地方分権社会の対応など、ますます市の果たすべき役割と責任は増大してくることから、引き続き改革の取り組みを進めることとしました。

◀ 第1次行財政改革の主な取組状況 ▶

- 平成22年度末財政調整基金残高 目標10億円以上 → 約17億9千万円
- 職員に係るコストの削減 目標約7億6千万円 → 約9億2千万円
- 投資的経費の抑制(削減) 目標12億円 → 約7億6千万円
- 市税等の歳入増加 目標1億4千万円 → △780万円
- 事務事業の整理見直し(削減) 目標約4億9千万円 → 約6億2千万円
- 行政評価システムの導入による職員のコスト意識向上と合理的な事業選択
- 定員管理の適正化(一般職) 目標330人 → 334人(18年度比9.0%減)
- 民間活力の導入によるコスト削減 目標約22億9千万円 → 約3億3千万円
- 住民参加の推進 ~ 住民自治基本条例の制定など

平成22年12月に策定した第2次行財政改革大綱及び実施計画では、経済情勢や社会環境の変化に対し、限られた行政資源を有効に活用し、行政需要への対応や重要課題への集中した取り組みを進めるため、第1次行財政改革大綱の基本理念である「将来にわたり行政サービスを安定的に提供し住民ニーズに応えうる市政を目指す」を継承し、「財政基盤の確立」「行政運営の効率化」「人材育成等の推進」「民間活力の導入」「市民との連携協力」の5つの視点により、実効性のある改革に取り組むこととしました。

その結果、計画当初時点からの情勢変化等もあり、目標を上回る基金積立や重点施策への積極的投資を可能とするなど財務体質の改善がされたほか、定員管理計画に基づく職員数の適正化による行政のスリム化など一定の効果を上げている状況です。

しかし削減・減量型改革の限界や改革のスピード感の欠如も明らかとなっている部分も見受けられます。

◀ 第2次行財政改革の主な取組状況【実績：平成26年度まで】 ▶

- 特別会計の健全化 ~ 特別会計への繰出金の縮減
- 市税等の収入確保
(増加)目標約1億9千万円 → 約2億6千万円 (収納率) 目標92.3% → 93.1%
- 有料広告事業の推進 目標350万円 → 328万円
- 総人件費の抑制 目標6100万円 → 約1億6千万円
- 定員管理の適正化(一般職) 目標304人 → 327人(H27.4.1)
- 行政組織、機構の見直し
- 事務事業評価による検証と予算反映
- 民間企業等との連携 ~ 地域貢献連携協定等による寄附金受納
- 市民との連携協力 ~ NPOとの連携、大学との相互協力協定
- 平成27年度末財政調整基金残高 目標25億円 → 約33億4千万円

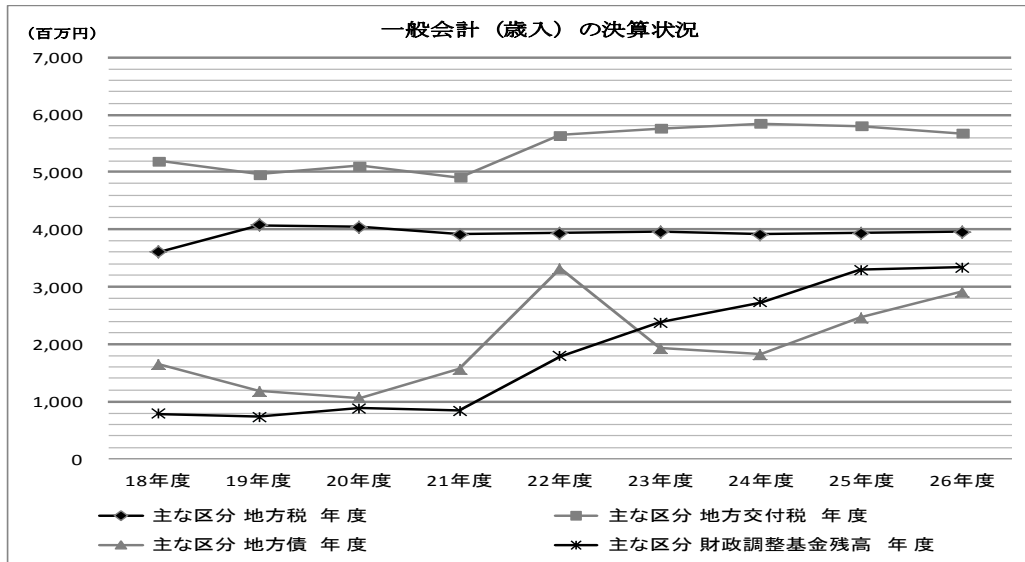
◎一般会計の決算状況

歳入

単位(百万円)

主な区分	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地 方 税		3,603	4,070	4,038	3,918	3,939	3,954	3,919	3,941	3,960
地 方 交 付 税		5,199	4,963	5,115	4,905	5,641	5,762	5,850	5,809	5,672
地 方 債		1,649	1,176	1,060	1,567	3,319	1,929	1,825	2,462	2,908
歳 入 合 計		15,693	15,398	15,289	15,863	18,305	17,396	17,018	17,968	18,941
財政調整基金残高		791	731	879	843	1,792	2,372	2,729	3,295	3,342

※歳入合計の金額は、地方税、地方交付税、地方債の合計とは一致しません。

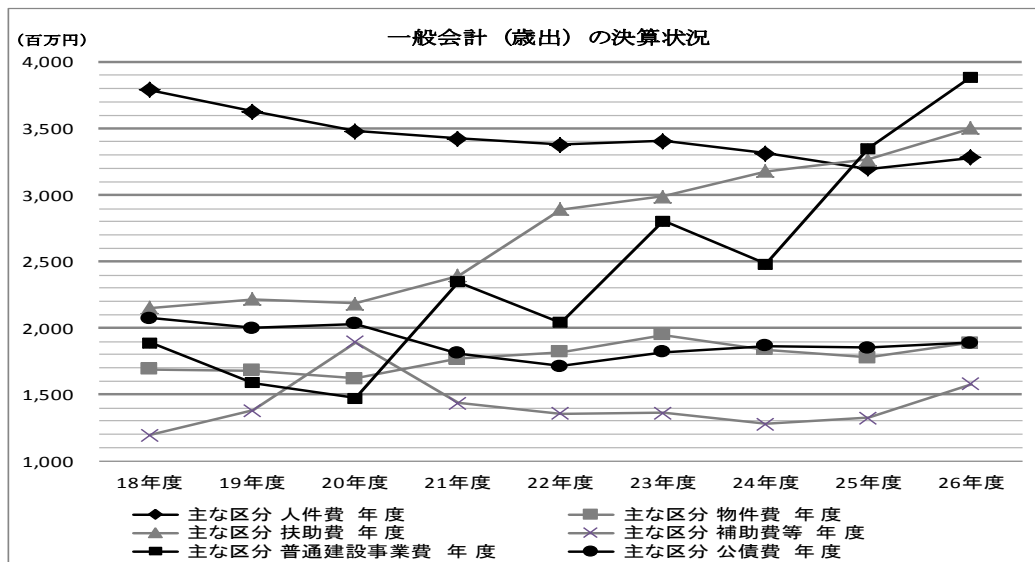


歳出

単位(百万円)

主な区分	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人 件 費		3,792	3,629	3,483	3,423	3,381	3,409	3,314	3,199	3,280
物 件 費		1,690	1,682	1,619	1,771	1,818	1,951	1,839	1,779	1,889
扶 助 費		2,153	2,218	2,186	2,394	2,895	2,992	3,180	3,267	3,503
補 助 費 等		1,195	1,380	1,895	1,436	1,358	1,361	1,277	1,326	1,581
普通建設事業費		1,891	1,588	1,472	2,345	2,044	2,804	2,483	3,352	3,886
公 債 費		2,076	2,002	2,031	1,810	1,711	1,821	1,868	1,853	1,889
歳 出 合 計		15,154	14,788	14,681	15,278	17,481	16,660	16,063	17,179	18,065

※歳出合計の金額は、人件費、物件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費の合計とは一致しません。

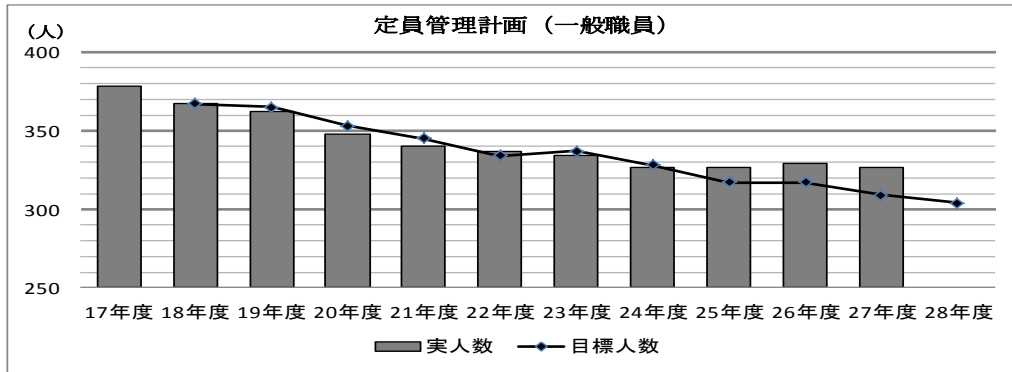


◎定員管理計画

各年度4月1日現在 単位(人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般職員数	378	(367) 367	(365) 362	(353) 348	(345) 340	(334) 337	(337) 334	(328) 327	(317) 327	(317) 329	(309) 327	(304)
消防職員数	56	(56) 56	(60) 59	(60) 60	(64) 65	(60) 61	(61) 60	(61) 62	(61) 62	(61) 65	(61) 65	(61)
合計	434	(423) 423	(425) 421	(413) 408	(409) 405	(394) 398	(398) 394	(389) 389	(378) 389	(378) 394	(370) 392	(365)

※上段(): 目標人数 下段: 実人数



2. 市を取り巻く今後の見通し

(1) 人口減少社会の進行

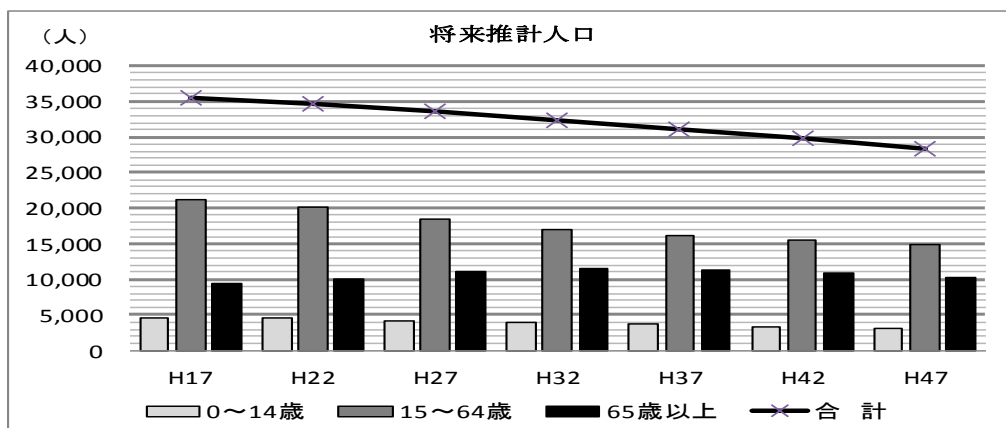
少子高齢社会の波はおさまりを見せず、いよいよ人口減少社会という厳しい現実に向かい向かっていかなければなりません。国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した日本の地域別将来推計人口によると、由布市の平成32年人口は32,411人と平成22年国勢調査時に比べ2,291人減少すると予想されています。その後も人口は減り続け、平成42年には3万人を割り込む見通しであり、さらに65歳以上の割合は36%を超えると推計され、地域経済の縮小や担い手の減少、地域コミュニティ機能の衰退、教育や福祉施策の再編など地域社会に大きな構造変化をもたらすことが予想されます。

◎本市の将来推計人口

単位(人、世帯)

	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47
0～14歳 (年少人口)	4,667 13.2%	4,504 13.0%	4,238 12.6%	3,980 12.3%	3,641 11.7%	3,371 11.4%	3,202 11.3%
15～64歳 (生産年齢人口)	21,284 60.1%	20,132 58.0%	18,397 54.7%	17,006 52.5%	16,213 52.2%	15,539 52.3%	14,801 52.3%
65歳以上 (老年人口)	9,432 26.7%	10,066 29.0%	11,022 32.7%	11,425 35.2%	11,212 36.1%	10,792 36.3%	10,323 36.4%
合計	35,386	34,702	33,657	32,411	31,066	29,702	28,326
世帯数	12,475	12,874	—	—	—	—	—

※出典：国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）
※平成17年及び平成22年は国勢調査数値



(2) 歳入財源の縮小、歳出要因の拡大

こうした状況のもと最も懸念される財政運営においては、普通交付税の合併算定替の特例^{※2}が段階的に縮減され、平成27年11月公表の中期財政収支計画によると、平成33年度以降は現在より年間約7億円削減される見通しであるほか、社会経済の担い手である生産年齢人口の減少等に伴う税収の減少、市民に身近な基礎自治体の役割が増え住民一人あたりの行政コストのさらなる増大、さらには多くのインフラや公共施設等が耐用年数を経過し老朽化による維持管理や施設設備更新にかかる費用が大きな財政負担になることが見込まれるなど、一自治体が全ての行政サービスを自前で処理することは困難を極め、このままの状況で推移すれば財政危機に陥ることは明白です。

◎普通会計（一般会計）の中期財政推計

単位（百万円）

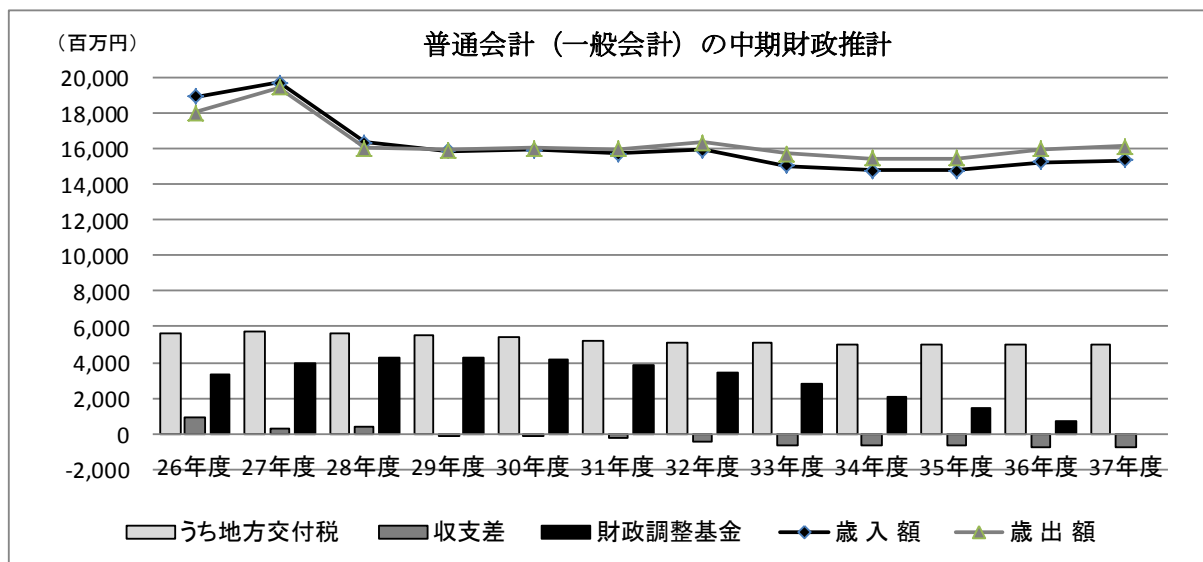
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
歳入額	18,941	19,740	16,376	15,882	15,927	15,715
うち地方交付税	5,673	5,736	5,672	5,535	5,399	5,264
歳出額	18,065	19,456	16,033	15,928	16,033	15,989
収支差	876	284	343	-46	-106	-274
財政調整基金	3,342	3,967	4,311	4,267	4,162	3,889

	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
歳入額	15,918	15,062	14,783	14,783	15,282	15,361
うち地方交付税	5,128	5,061	5,019	4,996	4,989	4,982
歳出額	16,386	15,710	15,470	15,479	16,016	16,127
収支差	-468	-648	-687	-696	-734	-766
財政調整基金	3,423	2,777	2,091	1,396	662	0

※平成27年11月時点の経済状況等を勘案して作成

※平成26年度は決算額

※繰越金は不算入（単年度収支見込み）



(3) 地方分権改革の進展

地方分権改革^{※3}に係る一括法に基づき、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付け見直し、条例制定権の拡大、地方税財源の充実・確保などが進められ、基礎自治体の役割は大きく変化してきました。こうしたことを踏まえ政策形成能力や財政力を一層高め、自らの判断と責任において多様化、高度化する行政課題に対し、主体的かつ積極的に取り組むことが求められ、本市の特性を最大限に活かした施策の展開を図り、まちの総合力を高めていくことが重要になってきます。

限られた行政経営資源のなかで、これまで通り既存の公共サービスを提供し続けることが困難な状況に陥ることが予想される半面、人口減少社会に突入し地域社会のシステムが大きく変わろうとしている今、市民等との役割分担を明確にした協働による市政運営の重要性が一段と高まってくると考えます。

◎ 県の事務処理特例条例に基づく権限移譲事務

平成27年4月1日現在

法令名	移譲対象事務	移譲日	担当課
地方自治法	告示及び関係機関への通知	H20.4.1	総務課
電気用品安全法	電気用品安全法に基づく表示の有無に係る店舗の立入検査	H20.4.1	商工観光課
工場立地法	特定工場の新設・増設時に義務づけられている生産施設面積等に関する届出受理事務	H20.4.1	商工観光課
租税特別措置法	1,000㎡以上の土地に係る優良宅地認定及び優良住宅認定	H20.4.1	都市景観推進課
公有地拡大法	買取希望の照会、買取希望の有無の申請者への通知	H20.4.1	都市景観推進課
水道法	簡易専用水道設置者の維持管理に対する指導監督	H21.4.1	水道課
屋外広告物法及び大分県屋外広告物条例	屋外広告物の許可及び違反広告物除却に係る事務	H21.4.1	都市景観推進課
旅券法	パスポート申請の受理、交付に係る事務	H22.1.1	市民課
悪臭防止法	規制地域の指定(公示)、規制基準の設定(公示)	H22.4.1	環境課
振動規制法			
騒音規制法			
火薬類取締法	火薬の譲受・譲渡、消費、廃棄に係る事務	H22.4.1	消防本部

(4) 喫緊の行政需要

現在、由布市においてはこれまでの行財政改革の中で、なお継続して取り組みを強化しなければならない課題を含め、人口減少対策、少子高齢化対策、雇用及び産業振興対策など地域創生に向けた課題が山積しています。

また、老朽化が進む社会資本をはじめとする公共施設等の維持管理や整備など行政需要は拡大を続けています。

市民の期待に応え公共サービスを向上していくため、新たなまちづくりの指針である第2次総合計画の施策に基づく事業展開が効果を発揮できるよう、限られた行政資源をより効率的かつ効果的に投入していくことが必要です。

3. 新たな行財政改革の必要性

本市は、合併以来これまで様々な手法を活用しながら行財政改革を実施することで、市民サービスの維持向上に努力を重ねてきました。

しかしながら、今後は本格的な人口減少社会の到来や財政の硬直化への懸念が増すなかで、新たなまちづくりの羅針盤となる第2次総合計画の確かな歩みを進め、市民が求める質の高いサービスを効率的に提供し多様に享受できる環境づくりをするためには、行財政運営の改革を発展させることが不可欠であると考えます。

また、基礎自治体「由布市」は市民に真に必要なサービスを確実に実行するという使命を踏まえ、永続的に安定した行政運営を行うため、個性や独自性を伸ばし地域間競争を勝ち抜く力を身につけなければならないとともに、収支構造の根本を見直すなど身の丈に合った財政規模での市政運営が重要となります。

さらに、限られた経営資源のなかで由布市がめざす将来像を達成するためには、潜在する市民などの地域力、豊富なノウハウを蓄積している民間の活力を活用した協働による行政運営や地方公共団体間の新たな連携が求められる時代となっています。

これらの状況を踏まえ、由布市民の満足度を一層高めるとともに最小のコストで最大の効果を追求するという原点に立ち返り、公共サービスを引き続き提供できる体制を構築するため、新たな行財政改革の取り組みを進めることが必要です。

第2章 第3次行財政改革の考え方

1. 策定の目的

人口減少社会に代表される社会経済情勢、地方分権の影響や市民ニーズの多様化などにより、行政サービスは量的にも質的にも拡大が求められ、それと同時に効率性や効果を高める行政経営をこれまで以上に行っていくことが重要となります。

平成22年に策定された第2次行財政改革大綱及び実施計画は、平成27年度で5年間の計画期間が終了し、これまで一定の成果を上げている一方で、継続性を持ち中長期的に取り組むべきものや目標未到達の項目もあり、検証のうえ抜本的な見直しを行い新たな行財政改革のなかで推進していく必要があります。

また、第2次由布市総合計画に掲げる施策実現のための行政運営の重要な手法として不断の取り組みを進めることが重要です。

地方の時代にふさわしい効率的で持続可能な行政システムを確立し、行政サービスの質の維持と向上を図るため、限られた経営資源である人材・資産・財源・経験・情報・時間などを有効活用及び最適化し、選択と集中による事務事業の合理化や歳出の徹底したムダを排除するとともに自主財源の確保対策を行うなど、総合計画の着実な実現を図るとともに行財政運営の一層の改革を推進するため、第3次行財政改革大綱及び実施計画を策定します。

2. 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

本計画は「行財政改革大綱」と「行財政改革実施計画」で構成します。

行財政改革大綱は、上位計画の着実な実行を補完するため、第2次由布市総合計画との整合を図り、行財政改革の基本理念や基本方針、改革を推進するための体系等を示すなど、行財政改革推進上の実施方針を定めます。

行財政改革実施計画は、大綱の実現と改革を計画的に推進するため、具体的な改革項目を示すとともに、各年度の取り組みや数値目標を定め、行財政改革の進行管理を行っていきます。具体的な改革項目については、総花的、網羅的ではなく計画期間内に優先的な取り組みが求められる

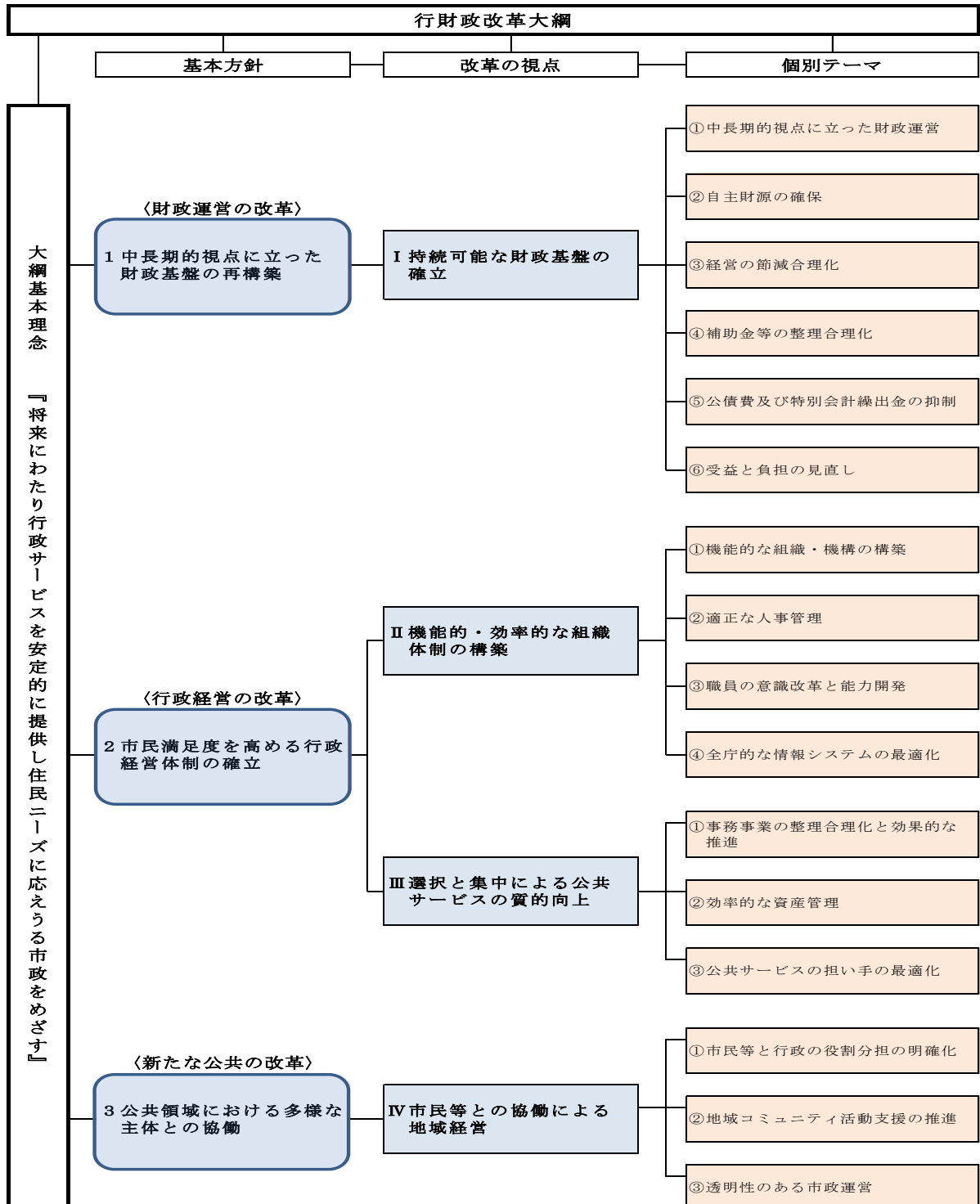
項目や継続性が必要な項目を絞り込み、第2次行財政改革の中間検証結果等を踏まえ、整理・再編したうえで抜本的に見直しを行うとともに、改革項目ごとに細分化した実施項目を設定し取り組みを行います。

(2) 計画の期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

普通交付税の合併特例期間が完全に終了すること、社会経済情勢の変化が著しいこと等を勘案し、計画の終期を平成32年度として、最上位計画である第2次由布市総合計画に基づく施策の着実な実行が可能な行財政構造の構築をめざします。

第3次由布市行財政改革大綱体系図



第3章 改革の基本方針等

1. 改革の基本方針

地方自治体は自らの責任において、個性的で活力ある地域社会の構築を図ることが求められています。社会経済環境の変化、一層厳しさを増す財政状況のなか、公共サービスの維持、向上はもとより、由布市の成長あるいは発展戦略となる第2次総合計画に位置づけられる施策事業が、いかにその投資に付加価値を生み出し由布市がめざす将来像へ向け効果を発揮できるかは、真に実効性のある変革が不可欠であると考えます。

このようなことから、第3次行財政改革においては自律型自治体への変革に向け、これまでの改革大綱の基本理念である「将来にわたり行政サービスを安定的に提供し住民ニーズに応えうる市政をめざす」を踏襲し継承したうえで、次の3点を改革の基本方針とします。

基本理念

《将来にわたり行政サービスを安定的に提供し住民ニーズに応えうる市政をめざす》

《基本方針1》 〈財政運営の改革〉 中長期的視点に立った財政基盤の再構築

歳入財源の縮減が見込まれる一方、少子高齢化の進行や新たな行政需要の拡大、社会資本の更新や整備など歳出の増大が予測されるなか、将来世代へ負担を先送せず持続可能な財政基盤の確立が求められます。

このため、中長期的な財政運営の指針となる中期財政収支計画を基軸に、将来を見据えた財政の健全性確保に向けた取り組みを進め、弾力性のある財政構造を再構築します。

《基本方針2》 〈行政経営の改革〉 市民満足度を高める行政経営の確立

本庁舎方式移行により、これまでの行政サービスの質を高めるとともに、権限と責任を明確にした迅速な対応と意思決定できる組織体制づくりを進め、機動力のある横断的な組織力の向上が求められます。

市民ニーズに的確に対応した行政運営をめざし市民満足度の向上を図るとともに、経営資源を最適かつ有効に活用し、必要なサービスを効果的・効率的に提供できる体制を進めます。

《基本方針3》 〈新たな公共の改革〉 公共領域における多様な主体との協働

社会環境の変化等に伴う市民ニーズの多様化や行政の経営資源の制約がさらに厳しさを増すなか、行政サービスの提供のあり方については、時代に即応した柔軟な対応が求められます。

地域の特性を活かしたまちづくりを進めていくため、公共領域におけるそれぞれの分野において市民やコミュニティ組織、NPO^{※4}、民間企業など多様な主体が役割を明確にし、互いに補完し合いながら連携・協働する取り組みを進めます。

2. 改革の視点及び個別テーマ

目前に迫るかつてない厳しい地方行財政運営を市民とともに乗り越え、魅力ある由布市の未来を拓くため、行政資源を最大限、有効に活用し、創意工夫により経営能力を十分発揮できる体制づくりが求められます。

このため、第2次行財政改革の取り組みを見直し、改革の基本方針を踏まえて、今回策定する第3次行財政改革の視点及び個別テーマを次のとおりとします。

視点 I 持続可能な財政基盤の確立

「質」の高い行政サービスを提供するために、限りある財源を魅力ある由布市の創造に向け活用することが望まれます。また、「最小の経費で最大の効果を発揮する」観点から、自主財源の確保をはじめ、コスト意識を重視したさらなる内部管理経費の見直しを行うなど、財政の健全化に向けた取り組みを推進することが求められています。

そのために、中長期的な財政運営の指針となる「中期財政収支計画」をもとに、政策、施策、事業の選択と集中による将来を見据えた健全な財政運営に立って、第2次総合計画に基づく適切な行政サービスの提供が担保されるよう、市政の持続的な発展に対応できる弾力性のある財政構造を構築していきます。

①中長期的視点に立った財政運営

地域課題への対応、持続した公共サービスの提供、新たな行政需要に対応していくため、財政の安定が不可欠であり、将来の財政予測を見通し、財政規模に見合った財政構造の構築をめざします。

(1)中長期財政予測 《継続》「財政課」

直近の経済情勢や国の動向、行政需要等を織り込んだ中期財政収支計画を作成し、毎年度ローリングを行い進捗管理していくことにより、「経常収支比率^{※5}」「実質公債費比率^{※6}」「将来負担比率^{※7}」など各財政数値の改善を図ります。

(2)予算編成方式の改革 《新規》「財政課」

財源の確保と歳出抑制に創意工夫を凝らし、予算の編成においては歳入に見合った歳出予算とすることはもちろん、最小の経費で最大の効果が得られるよう、各課で事務事業の選択、縮小を決定するシステムを築くなど予算編成方式の改革を行います。

(3)財務諸表の整備による資産・債務改革 《継続》「財政課」

由布市の標準的な歳入に見合った財政構造へ転換するため、プライマリーバランス（基礎的財政収支）^{※8}を重視し、今後の新地方公会計制度に対応した財務諸表の整備を行います。

(4)資金調達金利の軽減 《新規》「財政課」

公共施設の改修や普通建設事業など様々な財政需要に対応するため、今後も市債発行による資金調達の必要性は高い状況が見込まれることから、将来の市場流動性リスクを考慮し金融機関との協議・検討を進め資金調達金利の軽減を図ります。

(5)効率的な資金運用 《新規》「会計課」

資金運用については、安全性の確保を最優先したうえで、中長期の財政計画に基づき基金等の運用可能額と期間を適宜把握するなかで、確実かつ有利な運用に努めます。

②自主財源の確保

地方交付税における合併算定替の特例の段階的縮減や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などの影響による市税等の減少により、今後、歳入財源の大幅な減少が予想されることから、財源確保と公平性確保の観点から、市税等の収納対策のさらなる強化を図ります。

また、市の保有する資産の処分や有効活用を進めるとともに、税財源の確保に向けた取り組みをさらに強化します。

(1)市税等の徴収率向上 《継続》「収納課・税務課・保険課」

新規滞納者の抑制を図るため、口座振替加入促進やコンビニをはじめとする収納窓口の拡大など継続して行うとともに、庁内連絡体制の整備を進め、効率的で厳正な滞納処分を実施することで収納率向上と税負担の公平を確保します。

(2)税外債権の徴収強化 《新規》「関係課」

税外債権については、受益者負担の適正化の観点から滞納の発生を抑制するとともに、保育料、介護保険料などの未収債権について、関係課の連携のもと徴収の強化を推進します。

(3)ふるさと納税制度の推進 《新規》「総合政策課」

ふるさと納税制度^{*9}については、由布市の推進する施策を効果的に情報発信し、共感する利用者を増加させるとともに、多様な振込手法を検討し寄付しやすい環境づくりを推進します。

(4)有料広告収入の確保 《継続》「総務課・総合政策課・関係課」

ホームページや刊行物等への有料広告掲載を積極的に進めるとともに、その他の分野で広告媒体とすることが可能か検討します。

(5)未利用財産の活用と処分 《継続》「契約管理課」

公有財産の現状における課題を明確にし、将来的に利活用が見込めない普通財産^{*10}の売却や貸付等を積極的に推進し、自主財源の確保を図ります。

(6)税の公平性の確保 《新規》「財政課・税務課」

市税については、自主財源の安定的な確保及び税の公平性の確保を図るため、税負担のあり方について検討します。

(7)企業誘致の促進 《新規》「総合政策課」

県との連携を深め、新たな雇用の創出と市税の増収確保を図るため、企業誘致を促進するとともに市内企業の育成に努めます。

③経営の節減合理化

内部管理経費については、職員のコスト意識の高揚により執務に必要な経費や管理的経費など徹底した節減合理化を図ります。

施設等維持費については光熱水費の縮減をはじめ、庁舎等の保守点検・清掃管理など施設維持管理業務内容の精査を行い、施設管理コストの縮減を図ります。

(1)庁舎管理費等の節減 《新規》「契約管理課」

庁舎の維持管理で実施している保守点検等の委託契約について、一括契約等によるコスト削減を検討します。また、冷暖房の適切な温度設定やLED照明への切替、電気供給先の調査等により電気料金の節減に努めます。

(2)物品調達等の効率化 《新規》「契約管理課」

燃料や消耗品等の物品調達については、市内業者に同条件で見積徴取し、価格交渉により調達コストの削減を図ります。

(3)公用車利用の効率化 《継続》「契約管理課」

集中管理の更なる推進による公用車利用の効率化と保有台数の削減により、維持管理経費の縮減を図ります。また、適正な維持管理等により車両の利用年数の延長を図るとともに、更新にあたっては軽自動車への切替を行うことにより、低燃費化及び取得費の軽減を図ります。

④補助金等の整理合理化

補助金等については、地域経済の活性化など市の施策の沿ったものであるか、あるいは市民生活に欠かせない真に必要なものであるかなど、個別に詳細な検討を加え、必要性や優先性を勘案しながら見直しを行っていきます。

(1)補助金等の見直し指針策定 《継続・新規》「財政課」

客観的に認められる公益上の必要がある場合において補助するという原点に立ちかえり、補助金等の見直し指針を策定し、補助の妥当性等を検証したうえで適正な交付を行います。

(2)補助金の整理合理化 《継続》「財政課」

既存補助金の長期化・固定化による交付団体への公平性の懸念や交付先団体の自立的な活動意識の希薄化の問題を解消するため、必要性や効果を判断するなかで事業の終期設定を行うなど現行の総枠を抑制していくとともに、団体等の自主自立的な取り組みを促進します。

⑤公債費及び特別会計繰出金の抑制

市債を財源とする事業は、その効果を十分精査し事業実施の可否を判断することにより市債の発行を抑制します。また特別会計事業は、市民負担の適正化や経費の節減などにより、一般会計からの繰出金の抑制を図ります。

(1)市債発行の抑制 《新規》「財政課」

市債の発行に際しては、発行額の適正化を図り市債残高の縮減に努めるとともに、引き続き財源措置のある有利な市債の活用など将来への過度な負担を抑制します。

(2)特別会計繰出金の抑制 《継続》「財政課・保険課・健康増進課・環境課」

特別会計については、中長期的な財政計画に基づく事業実施を図ることで、一般会計からの繰出金を抑制し持続可能な会計運営に取り組みます。

(3)公営企業会計の健全化 《継続》「財政課・水道課」

建設投資及び維持管理運営の効率化などにより、公営企業会計の健全化を図り、基準外繰出金の抑制に努めます。

⑥受益と負担の見直し

使用料及び手数料については、受益に係る対価としての性格を有するため、受益性が低い、あるいは受益を受けない人との公平性を考慮して見直しを図ります。

特に施設の使用料については、多額の維持管理経費を要していることから、利用状況や施設の規模、用途等を勘案した均衡ある料金体系を整備します。

社会生活に密着した扶助費の見直しについては、十分に検証し細やかな配慮のもと進めることとします。

(1)受益者負担に関する基準の策定 《継続・新規》「財政課・総務課」

使用料及び手数料については、施設ごとに利用率や経費を検証するとともに「受益者負担に関する統一基準」を策定し、受益に応じた一定の負担を求めることを基本に、定期的な料金見直し期間（原則5年間）の設定や算定方法の見直しを行うなど、負担の適正化を図ります。

(2)扶助費の見直し 《継続》「財政課・福祉対策課・子育て支援課・健康増進課」

単独扶助費については、新規事業は十分な検証を重ね不可欠なもののみ予算に反映させることとし、これまで継続されてきた事業についても、慎重に見直しを行ったうえで事業の縮小・削減を検討します。

(3)医療費削減の啓発 《新規》「福祉対策課・子育て支援課・保険課・健康増進課」

医療費通知制度による啓発や特定健診受診率の向上、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を促進するとともに健康立市に関する取り組みにより、医療費削減と健康寿命の延伸をめざします。

視点Ⅱ 機能的・効率的な組織体制の構築

変革の時代に対応し弾力性に富んだ行政運営体制が重要となることから、限られた人員を効果的、効率的に配分し、機動的かつ柔軟な執行体制の整備を進め、本庁舎方式による行政サービスの品質の向上をめざし、権限と責任を明確にした組織体制づくりに努めます。

また、自治体としての規模や行政需要等に即した適正な職員等の定員管理により、効果的な職員配置に努め総人件費の抑制を図るとともに「人材こそが最も重要な経営資源」を念頭に、職員の意識改革や能力開発を図るなど計画的かつ戦略的に人材育成を進め、組織体としての由布市役所の能力を高め市民満足度の向上を図ります。

さらに、市民生活に必要な各種情報、申請手続き等の電子化や全庁的な情報システムの最適化を図るなど市民サービスの向上に努めます。

①機能的な組織・機構の構築

組織・機構については、平成28年度からの本庁舎方式移行に伴い、より一層、機能的な執行体制を整えることにより迅速な事務処理と意思決定を行うとともに、複数の部署に関連する重要な行政課題には関係課の調整を迅速に機能させ総合的な事務事業展開を図ります。

また、各振興局については、従来の市民に身近なサービス提供機関としての機能に加え、地域の創生に向けて様々なニーズを調整し、課題を解決するまちづくりの拠点としての機能強化を図ります。

(1)行政組織機構の見直し 《継続・新規》「人事職員課」

市が抱える課題や社会情勢、市民ニーズの変化を捉え、柔軟かつ機能的に対応できるよう、本庁舎方式を積極的に機能させるため、今後も必要に応じて行政組織の見直しや調整を行います。

(2)庁内分権の推進 《新規》「総務課・財政課」

事務決裁の専決区分など事務決裁規程の見直しを行うなど庁内分権を推進し、迅速な事務処理及び意思決定と事業展開が可能となるよう取り組みます。

(3)グループ制導入の推進 《新規》「人事職員課」

課内職員の流動的活用を積極的に行うため、細分化した係制から業務のまとまりのあるグループ制への移行をめざします。

(4)ワンストップ・サービスの実施 《新規》「関係課」

市民の転入出等における窓口手続きの負担軽減を図るため、マイナンバー制度の活用状況を考慮し、ワンストップ・サービス^{※11}の実施に向けて検討します。

(5)危機管理対策の強化 《新規》「防災安全課」

自然災害や大規模な事故の発生時において、優先すべき行動や事務を洗い出し迅速に対応できる業務継続計画（BCP）^{※12}を策定し、危機管理対策に取り組みます。

- (6)横断的な組織対応体制の強化** 《継続・新規》「人事職員課・総務課・総合政策課・関係課」
期間限定的に業務量が増大する所属において、所属間の連携や業務経験者による応援体制など、組織の枠を超えて人的資源を有効活用していきます。また、横断的な組織対応が必要な課題に対しては、柔軟な検討体制としての政策調整会議やプロジェクトチームを今以上に活用し、組織の課題解決力を強化していきます。
- (7)窓口業務の時間延長見直し** 《新規》「総務課・関係課」
これまでの窓口業務延長の取り組みを検証したうえで、費用対効果や市民サービスの観点から見直しを行います。
- (8)委員会・審議会等の統合・再編** 《継続》「総務課・関係課」
各種委員会や審議会等については、その性格上類似したものなどは組織の統合・再編を行うとともに委員数の見直しを行います。

②適正な人事管理

自治体の規模や事務量など判断材料となる指標をもとに定員管理計画を作成し、再任用職員等の配置を考慮し適正となる職員数をめざすとともに、職員給与に関しては県内他団体や類似団体の状況、あるいは国の動向等を十分参考としたうえで、総人件費の抑制に取り組んでいきます。

- (1)定員管理の適正化** 《継続・新規》「人事職員課」
今後5年間における適正な職員数は、人口規模や類似団体との比較、適材適所の職員配置などを勘案したうえで定員適正化計画（平成28年度～平成32年度）を策定し、計画的な定員管理を行います。
- (2)再任用職員等の適正配置** 《新規》「人事職員課」
将来の行政需要を想定し、特殊性・専門性を要する職場は再任用職員を配置し、期間限定業務などは、臨時職員等の配置による対応を図ります。
- (3)総人件費の抑制** 《継続》「人事職員課」
組織のスリム化や職員数の適正化などにより総人件費の抑制を図ります。また、給与水準については国や県及び近隣自治体等を参考にするとともに、社会経済情勢の変化に応じ適切な判断のもと見直しを行います。

③職員の意識改革と能力開発

職員ひとり一人が前例踏襲主義に陥ることなく、市民の視点に立った施策・事業の立案や業務改善等に向けて行動し、質の高い行政サービスの提供ができるよう職員意識の向上を図ります。

また、市民から信頼され、多様化する市民ニーズや高度化する行政事務に的確かつ迅速に対応できるよう職員の資質向上に向けた人材育成を図ります。

- (1)人材育成の充実・強化** 《継続・新規》「人事職員課」
「人材育成基本計画」を見直し、職責や職階に応じた研修や専門知識習得研修のほか、多様な研修機会を設定し、職員の適正を見極め将来を見据えて計画的な人材育成と人材開発を行います。特に若年層職員については同一課内における係間異動を促進し、業務経験の拡大によるスキルアップを図っていきます。
- (2)職員政策提言等の充実** 《継続・新規》「人事職員課・総務課」
市政運営に職員の幅広い考え方を反映させるため、重要施策や計画等に際して提案・アイデアの募集機会を増幅させます。また、個々のスキルアップや業務へのフィードバックなどを目的に実施している自主研究グループ活動助成や職員提案制度のあり方を見直し、組織風土の改善や政策提言等を充実させます。

(3)労働安全衛生管理の推進 《新規》「人事職員課」

職員及び嘱託職員に対する安全衛生管理の組織づくりを進めるため、職場巡回や定期的な労働安全衛生委員会を開催し情報共有と問題解決を図り、職場の環境改善と職員が安全で業務が進められるよう取り組みます。また、職員等の健康診査を通じ、早期発見・早期治療を目標に所属ごとに健康管理の把握に努めます。

④全庁的な情報システムの最適化

効率的で効果的なICT（情報通信技術）の活用により情報システムの最適化に取り組み、経費の削減、情報セキュリティの確保、市民の利便性の向上を図ります。

(1)自治体クラウド等の推進 《継続》「総合政策課」

複数の自治体が共同して利用する自治体クラウド^{*13}を一層推進することにより、情報システムに係る経費の削減と市民サービスの向上を図ります。

(2)情報セキュリティ対策 《継続》「総合政策課」

職員に対するセキュリティ研修の実施やグループウェア上でセキュリティ情報を掲載し、注意喚起を促します。また、外部メディアの使用制限により情報管理の徹底を行います。

(3)番号制度の推進・活用 《新規》「総合政策課・関係課」

「社会保障・税番号制度」に円滑に対応し、番号制度を活用した、より一層の行政サービスの向上をめざし調査・研究を行います。

(4)電子自治体の推進 《継続・新規》「総務課・総合政策課」

市ホームページからの申請書等のダウンロードについて、各課全般にわたる利用可能な様式を拡充し、市民等の行政手続きの利便性を高めます。また、県及び県内市町村で共同運用する「大分県電子申請システム」を活用した電子申請・届出サービスを、各課連携のもと実施可能なものから開始します。

視点Ⅲ 選択と集中による公共サービスの質的向上

今後の行政需要の量的・質的拡大に対して、行政評価システムのさらなる効果的な活用や事務事業の整理見直しを行い、経営資源の最適配分により施策や事業の改革改善を推進していきます。

また、市が保有する公共施設を今後も継続して維持していくことになれば、大規模改修や建て替えにかかる経費は莫大な金額となり、財政圧迫の主たる要因に挙げられることから、公共施設等総合管理計画に基づき施設の効率的な運営や計画的な長寿命化、複合的な利活用等を行い財政負担の軽減を図ります。

また、市民や施設利用者の視点に立ったサービスの担い手の最適化をめざし、民間移譲や民間による施設管理運営が望ましいものについては見直しを進めます。

①事務事業の整理合理化と効果的な推進

社会環境の変化や多様化する市民ニーズへの対応等により、事務事業は増加傾向にあります。

しかしながら、現在実施している事務事業が必要不可欠かつ効果を最大限発揮できているとしても、歳入に見合う規模及び内容に見直していく必要があります。

事務事業については、必要性や効果を再検証し既成概念にとらわれることなく、市が担うべきものか、市民生活に欠くことのできないものか否か、費用対効果は適切であるかなどの観点から、一定の基準を示して峻別することが必要であり、成果重視の視点で徹底した見直しを行い、より

効果的な事業推進を図ります。

(1)業務マニュアル等の整備 《新規》「人事職員課」

現在の業務マニュアルについては、手順や手段等を再度見直し、無駄やミスのない事務の執行、職員間の情報共有、事務処理のスピードアップにより事務効率の改善を図ります。

また、職員の人事異動において、事務の引継を迅速かつ的確に行うとともに事務の安定的かつ継続的な遂行を確保するため、新たに事務引継規程を定めます。

(2)行政評価の効果的運用 《継続》「総務課・財政課・総合政策課」

これまでの行政評価^{※14}の手法を見直し、施策・事業の目的や今後の見通しを明らかにしたうえで、効率性・効果・達成度などを評価し、より一層、予算編成と連動した取り組みにより事業の選択と集中を推進するとともに行政資源の最適配分を図ります。

(3)施策方針書の活用 《新規》「総合政策課」

総合計画実施計画の進捗管理と合わせ、各所属における翌年度の取組施策や目標を定めた施策方針書を作成し、市民はもとより全庁的な情報共有を図るとともに、予算編成に反映させる仕組みを構築します。

(4)業務改善運動の実施 《新規》「総務課」

日々の業務の中で、ムダの排除や事務の効率化を考え行動する職場環境をめざし、全ての職場でサービスの質や事務処理時間等を改善する業務改善運動に取り組みます。

(5)入札・契約事務の効率化 《新規》「契約管理課」

新たに電子入札^{※15}が導入可能な対象範囲及び案件を検討し、入札・契約事務のさらなる効率化及び透明化を図ります。また、公共工事の適正な施工及び品質を確保するための検査体制の確立及び評価システムの構築に取り組みます。

②効率的な資産管理

市が保有する公共施設の維持管理経費は多大なものとなっており、また老朽化対策は重要な課題であることから、施設を安全性に配慮し適切に管理するとともに効率的な運営を行うため、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な修繕や施設の長寿命化等により、過度な財政負担とならないよう取り組みを進めます。

(1)公共施設等の効率的な維持管理 《継続・新規》「契約管理課・財政課・総合政策課」

第2次由布市総合計画のめざす将来像実現のため、戦略的かつ効率的な公共施設の整備を進めていく必要があるため、今後の維持管理のあり方を検討・整理した公共施設等総合管理計画を策定し、これに基づき各施設の管理運営の方向性など、長期的な管理のあり方を検討します。

(2)各種長寿命化計画の推進 《新規》「建設課・水道課・環境課」

市民生活の基盤となる市有施設（橋梁・上水道・農業集落排水施設など）について、利用者の安全性の確保と効率的な施設管理を行うため、長寿命化計画に基づき計画的な更新・改修を行い施設の長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

(3)庁舎及び空き校舎等の有効利用 《新規》「契約管理課、各地域振興課」

本庁舎方式移行により発生した挟間・湯布院の各庁舎の空き室については、地域の活力創造等に向けた有効活用方策を検討し利用していきます。

また、普通財産である閉校した小学校空き校舎等の活用については、可能な限り既存の校舎を活用し、施設の状況や地域住民の意向を十分考慮しながら、新しい地域づくりやまちづくりに貢献できるよう有効活用を図ります。

③公共サービスの担い手の最適化

民間事業者等が担うことで、市民の利便性やサービスの質、量が確保され、コスト面でも向上がより期待できると見込まれる公共サービスは、そのノウハウや人材、資金を活用し、民営化、民間委託、指定管理者制度^{*16}などの手法により、公共サービスの担い手の最適化を図るとともに経費削減に向け取り組んでいきます。

また、今後予想される人口減少社会に対応する行政サービス提供体制のあり方について、地方公共団体間の柔軟な連携など新たな広域連携の活用を検討していきます。

(1)施設の民間移譲 《継続・新規》「関係課」

市が実施主体となって行う必要が失われ、また明らかに低下している公の施設については、民間移譲の可否を検討します。

(2)指定管理者制度の活用 《継続》「総務課・関係課」

公の施設について、その設置目的を達成するために民間事業者等の経営能力や技術を活用し管理運営を委ねたほうがより期待できると見込まれる場合は、指定管理者制度の導入により良質なサービス提供と経費の縮減を進めます。

(3)民間等の活用による業務委託 《新規》「関係課」

定型的・簡便的な業務や民間事業者等の専門的ノウハウを取り入れた方が事務処理の迅速化や業務効率の向上が図られる業務については、対象となる業務等を個別に検証しアウトソーシング^{*17}を検討します。

(4)新たな広域連携の推進 《新規》「総合政策課・関係課」

従来の大分地域広域圏計画を踏まえ、地方中枢拠点都市圏構想による大分市等と広域連携し、役割分担とネットワーク形成を通じ、地域を活性化し経済を持続可能なものになるよう新たな広域連携を進めていきます。また、新たな施設整備については、広域圏や一部事務組合等の活用を検討します。

視点Ⅳ 市民等との協働による地域経営

ますます多様化する市民ニーズに柔軟かつ迅速に公共サービスの提供をしていくため、また地域の特性をいかしたまちづくりを進めていくため、行政の取り組みだけではなく、市民をはじめ自治会や事業者等の多様な主体との相互理解と協力により、それぞれの特性に応じた自助、共助及び公助の適切な役割、機能、費用の分担を明確にしながら、市民と行政の協働による地域経営システムを構築し地域の活力創出につなげます。また、住民自治基本条例を踏まえ、各種計画など市政情報の適宜公開や情報公開条例、個人情報保護条例等に基づく公正の確保と行政への信頼性、透明性の向上を図り、より一層市民への行政活動の説明責任を果たすとともに、パブリックコメント^{*18}による市政への意見反映を積極的に行います。

①市民等と行政の役割分担の明確化

行政だけではなく、市民・自治会・事業者・NPO等の多様な主体が、自助、共助及び公助の最も適した組み合わせにおいて相互協力するとともに、それぞれの責務及び役割を明確にし、地域活動を担っていく市民協働のまちづくりを推進します。

また、各種審議会や委員会等へ幅広い分野からの市民参加を促進します。

(1) NPO等との協働のルールづくりと活用 《新規》「総合政策課」

協働のまちづくりをさらに推進するため、どの事業分野でどのようにNPO等と市が協働するかについての明確な方針・基準を定めた協働のルール「実践マニュアル」を作成し、全庁的に活用できるメニュー・ノウハウを検討・実施します。

(2) 審議会等への人材活用 《継続・新規》「総務課・関係課」

各種審議会や委員会等は、幅広い分野からの市民参加の促進と男女共同参画推進プランに基づく女性の登用率の拡大を推進します。

(3) 大学等との協働事業の取り組み 《継続》「総合政策課」

専門的な知見や新たな視点をもって地域貢献を進める大学等との連携・協働事業を推進します。

②地域コミュニティ活動支援の推進

地域住民が主体となって積極的に課題に取り組む組織づくりのため、地域コミュニティ活動及び公益活動に対する支援を行い、地域活力の創出を促進します。

また、自治区間の連携等のあり方について調査・検討を行います。

(1) 地域コミュニティ形成に向けた取り組み 《新規》「総合政策課」

地域でできることは地域で自主的に行うという「地域の自己決定、自己責任」の考え方を基本として、地域コミュニティのあり方や体制等を検討し、住民自治の強化をめざします。

また、新たな単位を区域とする地域コミュニティ組織の仕組みづくりを調査・研究し、自助・共助・公助の考え方の浸透と確立をめざして、地域課題解決に向けた取り組みを行います。

③透明性のある市政運営

市民と協働したまちづくりを進めていくために、住民自治基本条例に基づき、財政状況や審議会等の会議内容など市政に関する情報をより積極的に公開するとともに、計画の策定等の段階にあってはパブリックコメントを実施し、市民の意見反映に努めます。

(1) 財政状況の公開 《継続・新規》「財政課」

広報誌やホームページ等を活用し、市の財政状況をさらに分かりやすく情報発信し、市民の関心が高まるよう取り組みます。

(2) 市政情報の公開 《新規》「総務課」

各種委員会、審議会等の開催状況をホームページで公開し、市民へ情報提供を行い市政参画を促すことにより開かれた市政を実践します。

(3) 広聴活動の充実 《新規》「総務課・関係課」

市民からの意見や要望を反映するため、各種計画でのパブリックコメントの実施のほか、引き続き「市長と語ろう」の開催や「広聴メール」での受付による広聴活動の充実を図ります。

(4) まちづくり出前講座の開催 《新規》「総務課」

市民との協働のまちづくりを進めていくため、メニューに応じた市民の要望により、職員が地域へ出向いて市の施策や事業の内容等について説明するまちづくり出前講座を開催します。

第4章 推進体制と進捗管理

1. 推進体制

市長を本部長とする行財政改革推進本部を中心として、庁内においては職員研修等を通じた情報の共有を図り、全ての職員が自らの問題と捉え、組織全体の取り組みとして着実に実行できる体制づくりを行います。また、年度ごとの取組状況を行財政改革推進会議や市議会に報告し、提言や助言をいただきながら計画的な推進に努めることとします。

2. 進捗管理

取り組みの状況やその結果についての検証を行うため、実施計画では可能な限り目標の数値化を行い、進捗状況や達成見込みのほか社会経済情勢を踏まえ、必要に応じて大綱及び実施計画の見直しを行います。

また、市ホームページで市民等に取り組み状況等を周知し「計画の見える化」を進めます。

用語解説：

P2 ※1 財政調整基金

予期しない収入の減少や不時の支出の増の備え、長期的視野にたった計画的な財政運営を行うため、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金。

P5 ※2 普通交付税の合併算定替の特例

普通交付税が合併後、急激に減少しないよう10年間、旧市町村が存続した場合に算定される額を下回らないよう増額して交付し、その後5年間は段階的に縮減して交付する措置。

P6 ※3 地方分権改革

住民に身近な行政サービスについて、市町村が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。

P9 ※4 NPO

営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間事業組織のことで、特定非営利活動促進法に基づき法人格を得た団体（特定非営利活動法人）など。

P10 ※5 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常的経費に、市税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかを表す指標で低いほど財源に余裕がある。

P10 ※6 実質公債費比率

標準的な収入（標準財政規模）に対し、実質的な借金返済額がどの程度であるかを示す指標で、比率が大きいかほど資金繰りが厳しい。

P10 ※7 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（標準的な状態で通常収入が見込まれる市税、地方交付税等などの地方公共団体の一般財源の総量）に対する比率。

P10 ※8 プライマリーバランス（基礎的財政収支）

借入金を除いた税金等の歳入と借入金返済のための元利金を除いた歳出の収支。

P11 ※9 ふるさと納税制度

ふるさとに貢献したい、応援したいという納税者が地方公共団体に寄付した場合、所得税、住民税から寄付金控除の適用が受けられる制度。

P11 ※10 普通財産

国や地方公共団体が保有する財産のうち、行政上の用途、目的に利用される財産以外のもの。

P13 ※11 ワンストップ・サービス

自治体の窓口で行われる各種証明書の発行や届出等の手続きが、1箇所かつ1回で重複せず完了すること。

P13 ※12 業務継続計画（BCP）

大規模な災害や事故が発生した場合、主要な業務を継続させ、また早期に復旧させることを目的に対策を講じる計画。

P15 ※13 自治体クラウド

複数の地方自治体の情報システムを外部のデータセンターにおいて保有・管理し、通信回線を経由して共同利用できる仕組み。共同化をすることによりコスト削減やシステム管理等の業務負担が軽減できる。

P16 ※14 行政評価

行政機関の活動を、何らかの統一的な視点と手法によって客観的に評価し、その結果を行政運営に反映させること。

P16 ※15 電子入札

官公庁の入札担当部局と各入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をネットワーク経由で行う方法。これにより手続きの透明性の確保、品質・競争性の向上、コスト縮減などの効果が期待できる。

P17 ※16 指定管理者制度

公共施設の管理に民間能力を活用しつつ住民サービスの向上とあわせ経費の節減を図ることを目的に、平成15年の地方自治法の一部改正により、従来の管理委託制度に代わって創設された制度。

P17 ※17 アウトソーシング

業務過程の一部を外部機関へ任せる委託や外注のこと。

P17 ※18 パブリックコメント

重要な施策や計画などを策定する場合、その原案等を公表し、広く住民の意見や情報を求め、提出された意見等を踏まえ、最終的な意志決定を行う仕組み。